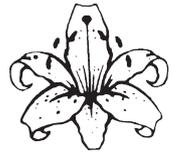


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年10月20日（火曜日）

定期第 2727 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	予算の議決（総務・財政課）	615
○規則		特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（県民・NPO協働推進課）	617
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境農政・大気水質課）	615	大規模小売店舗の廃止の届出の概要（2件）（産業労働・商業流通課）	617
○告示		開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	617
公印の新調（総務・文書課）	615	収用の裁決手続の開始決定（収用委員会）	617
○公告			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第100号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第9トリクロロエチレンの項中「0.3」を「0.1」に改める。

別表第17の1(2)の表トリクロロエチレンの項及び別表第17の1(3)の表トリクロロエチレンの項中「0.03mg/l」を「0.01mg/l」に改める。

別表第18トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

附 則

- この規則は、平成27年10月21日から施行する。
- この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事

がされているものを含む。）の排水のトリクロロエチレンに係る許容限度については、平成28年4月20日（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置する事業所にあつては、平成28年10月20日）までの間は、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

神奈川県告示第457号

次に掲げる公印を新調し、平成27年10月1日からその使用を開始した。

平成27年10月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（公印名）

（印 影）

神奈川県知事印（建設業課専決専用）



公 告

平成27年第3回神奈川県議会定例会における平成27年10月15日の会議で議決された平成27年度神奈川県一般会計の補正予算は、次のとおりです。

平成27年10月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平成27年度神奈川県一般会計補正予算（第2号）

平成27年度神奈川県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）